

## 学生支援給付金の対象の要件における差別の撤回を求めます

5月19日、文部科学省は『「学び継続」のための学生支援緊急給付金』（以下、「給付金」）の創設を発表しました。第一次補正予算審議で萩生田文科大臣が「既存のメニュー」での対応をすると述べていたことを鑑みると、新たな給付金制度の創設は学生の支援に向けて前進した点で評価できると思います。これは、現在200以上の大学で行われている署名活動をはじめとした全国の学生の運動の力によるものです。全国の学生の声が政治を動かしていると実感します。

しかし、この「給付金」にも問題があり、私たちは5月19日のステートメントで問題点を指摘しました。さらにこの制度は差別に繋がりがかねない重大な問題を含んでいます。

第一に、「給付金」の対象機関は一条校（国内の大学、短大、高専、専門学校）及び日本語学校教育機関とされており、各種学校の朝鮮大学校や外国大学日本校が対象外になっています。新型コロナウイルス感染症の拡大により、「学びの継続」が困難になっている学生であるにも関わらず、通っている学校が対象機関に含まれていないために支援を受けられない学生が出てくる可能性があります。

第二に、「給付金」の支給対象者の要件では、留学生だけが成績要件や出席要件を課されています。文部科学省が発表した「給付金」の申請の手引きによると、成績要件では「前年度の成績評価係数が2.30以上であること」とされています。また、出席要件については「1ヶ月の出席率が8割以上であること」とされています。困窮状況と学業成績は関係ないにも関わらず、留学生にのみ独自の審査基準を設けることは明らかな差別です。今回の「給付金」の目的は学生の学びの継続ですが、日本で学び続けることが学生の国籍によって左右されてはいけないと思います。

日本人も留学生も同じキャンパスや地域で学んでいる同級生であり、先輩後輩であり、等しくコロナ禍による影響を受けている学生であり、仲間です。留学できるからといって決して経済的に余裕があるわけではなく、バイトをして生活費を稼いでいる留学生がたくさんいることを私たちは知っています。留学生と日本人学生とで生活実態は大きく変わらないのに、国籍次第で支援の審査基準が変わったり、通っている学校の違いによって支援を受けられる人と受けられない人が出てきたりしてはいけません。留学生と日本人学生との別を超えて学生が支援を受けられるようにするために、次の二つを求めます。

**第一に**、現在は支援対象機関外となっている朝鮮大学校・外国大学日本校を支援対象に含むこと。

**第二に**、留学生について、「給付金」の審査基準から学業成績に関わる条項を削除し、留学生以外の学生と同程度の審査基準を適用すること。

以上